

## 砂防巡視員による研修会を開催しました



令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土砂災害を契機に、砂防指定地などにおける区域内での不法行為の防止や、適切な維持管理がより一層重要となっております。

このため、令和6年度から、土砂災害対策に関する各法定区域内の不法行為の有無や、地形の改変などの巡視を専属で行う「砂防巡視員」を配置し、区域の管理を強化しております。

今回、建設事務所及び土木事務所の砂防巡視員と職員に対して、4月10日(木)～4月11日(金)の2日間、巡視の概要や目的、巡視方法について、研修会を開催しました。



巡視範囲や巡視方法等についての講義の状況



タブレットの操作方法を確認している状況



タブレットで巡視範囲の撮影をしている状況



急傾斜地の区域を確認している状況



巡視している状況



巡視結果を入力している状況



区域を確認している状況

# 砂防巡視員により砂防指定地等の巡視を行います

土砂災害が発生するおそれのある、砂防指定地及び土砂災害警戒区域等の管理を強化するため、令和6年度から砂防巡視員を配置しています。

砂防巡視員は、砂防に関する指定地内で、無許可での地形の改変状況や家屋等の立入状況の確認を行う等の巡視を継続的に行います。

## 砂防巡視員はこの区域を巡視します

以下の図にある、赤の点線で囲まれた「砂防指定地」、「地すべり防止区域」及び「急傾斜地崩壊危険区域」、並びに青線で示されている「土砂災害警戒区域等」を巡視します。

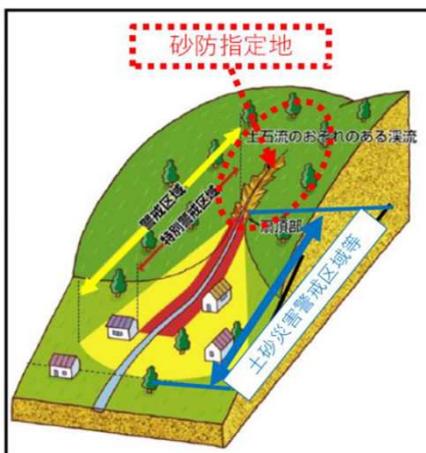


図1 土石流に関する区域

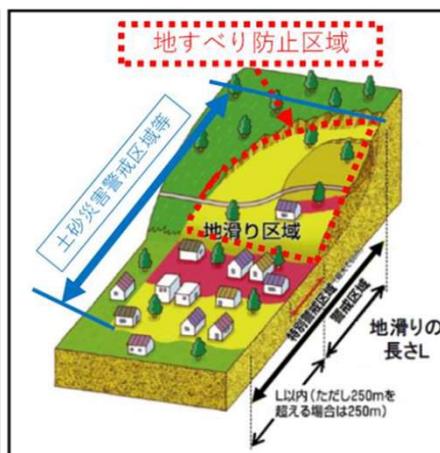


図2 地すべりに関する区域

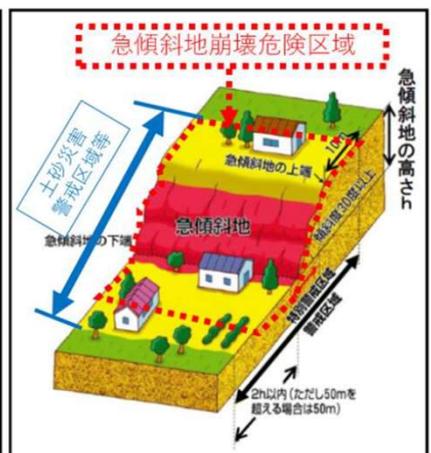


図3 がけ崩れに関する区域

## 巡視のご協力について

特にながけ崩れに関する区域については、家屋裏の斜面を確認する必要がありますので、ご自宅付近に立ち入ることになります。立ち入りの際にお声かけ致しますので、巡視についてのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※砂防巡視員は以下の腕章や、車両にステッカーをつけています。

また、身分証明書を携帯しています。ご不在の際は、近隣の方にお声かけして対応しますのでご了承ください。



図4 巡視員 腕章

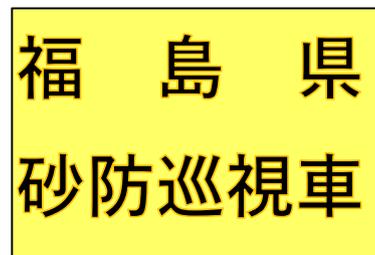


図5 巡視車両 ステッカー

福島県土木部砂防課 (電話 024-521-7492)  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号